

○ 特色ある幼児教育振興事業に係る取組事例

特色ある取組区分		対象となる事業	取組事例	経費(例)
ア	次世代を担う人材育成の促進	<p>グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進等の事業(次のいずれの要件も満たすものに限る)を行っていること。</p> <p>①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師(ネイティブ・スピーカー等)を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。</p> <p>②原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。</p> <p>③本表イ～オの取組に係るものは除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・英会話教室 ・中国語教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・教材費
イ	教育相談体制の整備	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業(次のいずれの要件も満たすものに限る)を行っていること。</p> <p>①有資格者(公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など)を活用した取組であること。</p> <p>②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。ただし、幼稚園等に常駐する等、幼児の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 (県から委託を受けている場合を除く) 	・講師謝金
ウ	職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	<p>職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験及び栄養教諭の活用など食に関する指導等の事業(1学年全員又は複数学年全員が、年に計3回以上の取組があるものに限る。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。)を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学、公共交通機関乗車体験、陶芸体験、木工体験 ・日本舞踊指導、鬼剣舞指導 ・音楽鑑賞、人形劇・影絵劇・絵本読み聞かせ鑑賞、演劇体験、演奏体験、音楽発表会 ・花壇づくり体験、動物等の飼育、工作体験、りんご狩り、登山、そり遊び体験 ・栄養士による調理指導、調理師等による食育教育、食育を目的とした農作業体験及び調理会 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・材料費 ・施設使用料 ・旅費交通費 ・賃借料 ・保険加入料 ・物品購入費
エ	幼児の安全確保の推進	<p>スクールバスにおける警備員(ガードマン)等の人員配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、幼児への講習会(防犯、防災、交通安全等)の実施、地域住民や地域間連携機関等との合同防犯訓練等の実施等の事業(取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすものに限る。①人員配置の場合は、通園日の半分以上の日で取組があること。②①以外の場合は1学年全員若しくは複数学年全員が年に計2回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。)を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災紙芝居、絵本の購入 ・交通安全講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・教材費 ・施設使用料 ・物品購入費
オ	外部人材活用等の推進	<p>(新型コロナウイルス感染症対策を含む)教員の負担軽減を図るために教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員及びICT専門員等の外部人材等の活用等の事業(次のいずれの要件も満たすものに限る。①追加的な人材の配置により、教員の働き方改革や学校活動の改善を図るものであること。②契約期間中、原則として、毎週1回以上の活用実績があること。本表ア～エの取組に係るものは対象外とする。)を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽教室、書道教室、太鼓教室 ・体育、サッカー、水泳、体操、ダンス教室 ・情操教育、知育教室 ・科学教室 ・絵画教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・教材費
カ	【国庫補助対象外】上記以外で「特色ある幼児教育を振興するための事業」、「幼児教育の質の向上のための事業」と認められる事業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流(補助対象園児に係る分のみを対象とする) ・世代間交流:祖父母との伝承遊び、学生との交流 ・認定こども園研修会(新制度移行園は除く) ・老人福祉施設等慰問 ・図書コーナーの充実 ・親子レクリエーション大会 ・防火街頭パレードへの参加 ・建学の精神に基づく德育事業(事業の効果を明確にすること) ・個性的な遊具購入※「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」事業の対象経費は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・材料費 ・保険加入料 ・施設使用料 ・物品購入費

※講師謝金は、学校法人の経理規程、契約書、見積書等で金額の根拠が明確なものを対象とする。

※一つの事業で「特色ある取組区分」が重複する場合は、主たる目的の事業に区分すること。

※調理会に係る材料費等、飲食物に係る経費については、幼児に係るもののみ計上すること。

※国または地方公共団体の補助制度による補助、財団法人等による他の助成制度の助成、左記の団体等からの委託を受けている事業

(当補助金以外に他から財源が充当される事業)は補助対象外。